

(19)日本国特許庁 (JP)

(12) 公開特許公報 (A) (11)特許出願公開番号

特開2002 - 17665

(P2002 - 17665A)

(43)公開日 平成14年1月22日(2002.1.22)

(51) Int.CI ⁷	識別記号	F I	テ-マコード* (参考)
A 6 1 B 1/00	334	A 6 1 B 1/00	334 D 4 C 0 6 0
			334 B 4 C 0 6 1
17/00	320	17/00	320
17/12	310	17/12	310

審査請求 未請求 請求項の数 30 L (全 17数)

(21)出願番号 特願2000 - 203936(P2000 - 203936)

(71)出願人 000000376

オリンパス光学工業株式会社

東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号

(22)出願日 平成12年7月5日(2000.7.5)

(72)発明者 鈴木 孝之

東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号 オリン
パス光学工業株式会社内

(72)発明者 松下 真澄

東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号 オリン
パス光学工業株式会社内

(74)代理人 100058479

弁理士 鈴江 武彦 (外3名)

F ターム (参考) 4C060 DD02 DD03 DD09 MM24

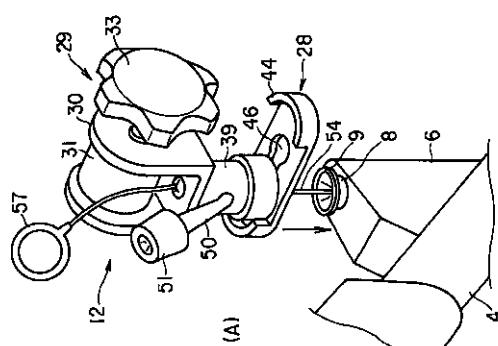
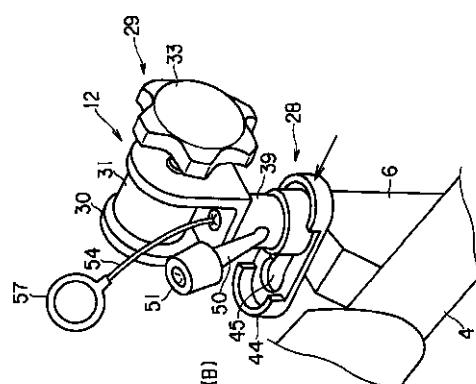
4C061 GG15 HH22 JJ06

(54)【発明の名称】 内視鏡用器具

(57)【要約】

【課題】本発明は、内視鏡への取付けが簡単で、かつ取付けが確実な内視鏡用器具を提供することを最も主要な特徴とする。

【解決手段】結紮帶操作ユニット12の取付部28に内視鏡2の口金部6に嵌合されるシャフト部39の嵌合穴部40を設け、シャフト部39に対してスライド可能なスライド部材44によって口金部6の鍔部9が挿通可能な鍔部挿通位置と、口金部6の突出部8が係合可能な係合位置とに切換え操作するものである。



【特許請求の範囲】

【請求項1】 内視鏡の操作部にこの内視鏡と組み合わせて使用される内視鏡用器具の本体を挿通する鉗子チャンネルの口金部が形成され、

前記口金部に前記内視鏡の操作部から突出される突出部と、この突出部の端縁部に配置された大径な鍔部とが形成されるとともに、

前記内視鏡用器具本体に前記口金部に装着される装着部が形成された内視鏡用器具において、

前記内視鏡用器具本体の装着部に前記口金部に嵌合される口金嵌合部を設けるとともに、この口金嵌合部に前記口金部の鍔部が挿通可能な鍔部挿通位置と、前記口金部の突出部と係合可能な係合位置とに切換え操作する係合操作部を設けたことを特徴とする内視鏡用器具。

【請求項2】 前記係合操作部は、前記口金部の鍔部が挿通可能な大径孔部と、前記口金部の突出部が係合可能な係合孔部と、前記大径孔部と係合孔部との間を連通する連通部とを備え、前記口金嵌合部に対して前記大径孔部を前記口金部に対向配置させた鍔部挿通位置と、前記係合孔部を前記口金部に対向配置させた口金部係合位置とに移動可能なスライド部材を備えていることを特徴とする請求項1に記載の内視鏡用器具。

【請求項3】 前記内視鏡用器具本体は、

前記内視鏡の挿入部の先端部に取付け可能で、体内の生体組織を結紮する結紮帯が着脱可能に外嵌された先端アタッチメントと、

前記内視鏡の鉗子チャンネル内に挿通され、先端部に前記先端アタッチメントの前記結紮帯に係脱可能に係合する係合部が配設された操作コードと、

前記内視鏡の操作部近辺に配置された前記口金部に装着され、前記操作コードに手元側への引張り動作力を付与する結紮帯操作部とを具備し、

前記結紮帯によって体内の生体組織を結紮する内視鏡用結紮装置であることを特徴とする請求項1または2のいずれかに記載の内視鏡用器具。

【発明の詳細な説明】**【0001】**

【発明の属する技術分野】本発明は、胃や、食道静脈瘤の治療、またはポリープ、粘膜切除術の際に生体組織を連続的に結紮する内視鏡用器具に関する。

【0002】

【従来の技術】一般に、生体組織の連続的な結紮を可能とする装置として、例えば図17および図18に開示されている構成の結紮装置aが市販されている。(Saeed

Multi-Band Ligators Sixshooter Wilson-Cook Medical Inc.)

この結紮装置aには、内視鏡hの挿入部の先端に取付け可能な管状部材bが設けられている。この管状部材bの外周面には複数の弹性結紮帶c1～c6が拡張した状態で支持されている。さらに、各結紮帶c1～c6には各

々作動ビーズd1～d6,e1～e6が係合されている。これらの作動ビーズd1～d6,e1～e6は内視鏡hの内部のチャンネルh1に挿通可能な複数の操作コードf,gの先端部に固着され、管状部材b上に結紮帶c1～c6と共に設置されている。また、操作コードf,gは図18(A)に示すように内視鏡hのチャンネルh1を挿通して内視鏡hの操作部まで延出されている。

【0003】そして、この結紮装置aの使用時には術者は、内視鏡hのチャンネルh1を通じて管状部材bの内部に生体組織を吸引する。その後、操作コードf,gを手元側に引くことにより、弹性結紮リングc1～c6は管状部材bの先端部側から順に先端部側に向かって送られ、管状部材bから結紮帶c1～c6を順番に外すことができる。これにより、複数箇所の生体組織が結紮される。

【0004】また、複数の操作コードf,gを手元側に引く手段を容易に行うための操作部構造として、例えば米国特許5,735,861号公報に開示されている構成のものがある(図19(A)～(C)参照)。ここで示されている操作部iには、操作コードf,gを巻き取る巻き取り軸mと、この巻き取り軸mを回転操作するハンドルnと、図19(B)に示すように内視鏡hの操作部h2に開口されたチャンネルh1の口金部h3に挿入可能な管状の挿入軸tとが設けられている。さらに、内視鏡hの挿入部の先端に取付けられた管状部材bから内視鏡hのチャンネルh1および操作部iの挿入軸tの内腔を通じて引き出された操作コードf,gは巻き取り軸mに固着される。

【0005】そして、操作部iのハンドルnを回転させて、操作コードf,gを巻き取り軸m上に巻き取ることにより、結紮帶c1～c6は順番に管状部材bから外れ、生体組織を結紮するようになっている。

【0006】また、内視鏡hのチャンネルh1の口金部h3には図19(B)に示すように鉗子栓などの気密バルブsが装着されている。そして、図19(C)に示すように操作部iの挿入軸tがこの気密バルブsを介して内視鏡hのチャンネルh1の口金部h3に差し込まれることにより、操作部iが内視鏡hのチャンネルh1の口金部h3に係脱可能に係合されるようになっている。

【0007】

【発明が解決しようとする課題】ところで、内視鏡hのチャンネルh1の口金部h3に装着されている鉗子栓などの気密バルブsは一般にゴムなどの弾性部材で構成されている。そのため、内視鏡hのチャンネルh1の口金部h3に気密バルブsを介して米国特許5,735,861号公報に開示されている操作部iの挿入軸tを差し込み固定した場合には、操作部iを内視鏡hのチャンネルh1の口金部h3に取り付けた後もぐらつく等の不都合が生じ、安定しない問題がある。

【0008】また、図19(B)に示すように挿入軸tのテーパ軸t1とチャンネルh1の開口端部側の内面のテーパ孔uとの間は摩擦係合により図19(C)に示すように固定されている。そのため、生体組織を結紮するために大きな力が操作部iの挿入軸tに印加されたときに固定が緩みやすく、操作部iのハンドルnを回転させた際の操作感が悪くなるおそれがある。

【0009】本発明は上記事情に着目してなされたもので、その目的は、内視鏡への取付けが簡単で、かつ取付けが確実な内視鏡用器具を提供することにある。

【0010】

【課題を解決するための手段】請求項1の発明は、内視鏡の操作部にこの内視鏡と組み合わせて使用される内視鏡用器具の本体を挿通する鉗子チャンネルの口金部が形成され、前記口金部に前記内視鏡の操作部から突出される突出部と、この突出部の端縁部に配置された大径な鍔部とが形成されるとともに、前記内視鏡用器具本体に前記口金部に装着される装着部が形成された内視鏡用器具において、前記内視鏡用器具本体の装着部に前記口金部に嵌合される口金嵌合部を設けるとともに、この口金嵌合部に前記口金部の鍔部が挿通可能な鍔部挿通位置と、前記口金部の突出部と係合可能な係合位置とに切換え操作する係合操作部を設けたことを特徴とする内視鏡用器具である。そして、本請求項1の発明では、内視鏡用器具本体を内視鏡に取り付ける操作を行う場合には、まず、係合操作部を鍔部挿通位置にセットした状態で、口金嵌合部に口金部の鍔部を挿通させる。その後、内視鏡用器具本体の係合操作部を係合位置に切換え操作して口金部の突出部と係合させることにより、内視鏡用器具本体を内視鏡の口金部に固定させるようにしたものである。

【0011】請求項2の発明は、前記係合操作部は、前記口金部の鍔部が挿通可能な大径孔部と、前記口金部の突出部が係合可能な係合孔部と、前記大径孔部と係合孔部との間を連通する連通部とを備え、前記口金嵌合部に対して前記大径孔部を前記口金部に対向配置させた鍔部挿通位置と、前記係合孔部を前記口金部に対向配置させた口金部係合位置とに移動可能なスライド部材を備えていることを特徴とする請求項1に記載の内視鏡用器具である。そして、本請求項2の発明では、内視鏡用器具本体を内視鏡に取り付ける操作を行う場合には、まず、係合操作部のスライド部材を鍔部挿通位置にセットし、スライド部材の大径孔部を口金部の鍔部に位置合わせした状態で、内視鏡用器具本体の装着部を内視鏡の口金部にかぶせることにより、口金嵌合部に口金部の鍔部を挿通させる。その後、係合操作部のスライド部材を口金部の突出部に沿ってスライドさせ、スライド部材の大径孔部から連通部を経て係合孔部を口金部の突出部に係合させることにより、内視鏡用器具本体を内視鏡の口金部に固定させるようにしたものである。

【0012】請求項3の発明は、前記内視鏡用器具本体は、前記内視鏡の挿入部の先端部に取付け可能で、体内の生体組織を結紮する結紮帯が着脱可能に外嵌された先端アタッチメントと、前記内視鏡の鉗子チャンネル内に挿通され、先端部に前記先端アタッチメントの前記結紮帶に係脱可能に係合する係合部が配設された操作コードと、前記内視鏡の操作部近辺に配置された前記口金部に装着され、前記操作コードに手元側への引張り動作力を付与する結紮帯操作部とを具備し、前記結紮帯によって体内の生体組織を結紮する内視鏡用結紮装置であることを特徴とする請求項1または2のいずれかに記載の内視鏡用器具である。そして、本請求項3の発明では、内視鏡用結紮装置の結紮帯操作部を内視鏡の口金部に取り付ける操作を行う場合には、まず、結紮帯操作部の係合操作部の大径孔部を口金部の鍔部に位置合わせした状態で結紮帯操作部を内視鏡の口金部にかぶせる。その後、結紮帯操作部の係合操作部を口金部の突出部に沿ってスライドさせ、係合部の大径孔部から連通部を経て係合孔部を口金部の突出部に係合させる状態に移動させることにより、結紆帯操作部を内視鏡の口金部に固定させるようにしたものである。

【0013】

【発明の実施の形態】以下、本発明の第1の実施の形態を図1乃至図11(A)～(D)を参照して説明する。図1は本実施の形態の内視鏡用器具である内視鏡用結紆装置1を内視鏡2に組み付けた状態を示すものである。

【0014】ここで、内視鏡2には体内に挿入される細長い挿入部3の基端部に手元側の操作部4が連結されている。さらに、手元側の操作部4には図7に示すように鉗子チャンネル5の口金部6が形成されている。この口金部6には台座7と、この台座7から突出される略軸状の小径の突出部8と、この突出部8の端縁部に配置された大径な鍔部9と、突出部8の軸心部を貫通する軸方向の貫通孔10とが設けられている。そして、この口金部6の貫通孔10が鉗子チャンネル5に連通されている。

【0015】また、この内視鏡2と組み合わせて使用される本実施の形態の内視鏡用結紆装置1には内視鏡2の挿入部3の先端部3aに取付け可能な先端アタッチメント11と、内視鏡2の操作部4の口金部6に係脱可能に結合される結紆帯操作ユニット(内視鏡用器具本体)12とが設けられている。

【0016】ここで、先端アタッチメント11は、図2(B)に示すように内視鏡2の視野下に体腔内の観察ができるよう透明性を有する素材、例えばポリカーボネート、ポリスチレン、アクリル、ポリメチルペンテン、アクリロニトリルブタジエン・スチレン、アクリロニトリルスチレン等の樹脂にて形成される管状部材13と、この管状部材13の基端部側に固着されるフード14とから構成されている。さらに、フード14は外径寸法が異なる複数種類の種々の内視鏡2に取付け可能ないように

軟性の樹脂、例えばポリ塩化ビニル、ポリウレタン系エラストマー、シリコンゴム、ポリスチレン系エラストマー、ポリエステル系エラストマー、スチレン・エチレン・ブタジエン・スチレン共重合体等で形成されている。

【0017】また、管状部材13の内腔13aには略円環状の内視鏡突き当部15が内方向に向けて突設されている。そして、管状部材13の内腔13aに挿入された内視鏡2の挿入部3の先端部3aがこの内視鏡突き当部15に突き当てられて係止されるようになっている。

【0018】さらに、先端アタッチメント11の管状部材13の外周面には先端側に向かうにしたがって徐々に外径寸法が小さくなる先細状のテーパー面13bが形成されている。このテーパー面13bの上には体内の生体組織を結紮する複数、本実施の形態では5つのリング状の結紮帯16～20が着脱可能に外嵌されている。これらの結紮帯16～20は非常に弹性を有する素材、例えばポリウレタン、シリコン、ポリスチレンエラストマー、またポリイソプレンゴム、天然ゴム、ポリウレタンエラストマー、シリコンゴム、ポリスチレンエラストマー、クロロブレンゴム等により生成される。そして、各結紮帯16～20は自然状態ではリングの内径寸法が1～2mm程度であるが、先端アタッチメント11に外嵌された状態では10～15mmまで拡張されるようになっている。

【0019】また、管状部材13のテーパー面13b上の結紮帯16～20には、内視鏡2の鉗子チャンネル5内に挿通される操作コード21の先端部が係脱可能に係合されている。図3(A)に示すようにこの操作コード21の先端部には、結紮帯16～20と同数の作動ビーズ(係合部)22～26がそれぞれ一定間隔L1を存して固着されている。さらに、操作コード21の手元側端部には複数の固定ビーズ27が固着されている。

【0020】ここで、作動ビーズ22～26および固定ビーズ27は成形性が良好で、かつ機械的強度が高い樹脂を操作コード21上に射出成形にて成形・固定すると固定が確実であり、また低コストでの生産が可能である。さらに、操作コード21と作動ビーズ22～26、固定ビーズ27を同一の樹脂、特に液晶ポリエステルにて形成することにより相互の密着性が上がり、より固定強度を高めることが可能となる。

【0021】また、作動ビーズ22～26の形状は操作コード21の中心線に対して線対称に形成されている。そして、各作動ビーズ22～26の軸方向の長さL2が外径寸法D1よりも必ず大きくなるように設定されている。特に最適な縦横比は外径寸法D1：軸方向の長さL2=1：2～1：3である。なお、作動ビーズ22～26はポリウレタン、シリコン、ポリスチレンエラストマー等の軟性樹脂で構成しても良い。

【0022】また、操作コード21の先端部の各作動ビ

ーズ22～26間の間隔L1は、管状部材13の外周面の長さと略同一長さに設定されている。そして、管状部材13の上の結紮帯16～20に操作コード21の先端部を係脱可能に係合させる作業時には、図3(B)に示すように操作コード21の先端部の各作動ビーズ22～26間の部分を各結紮帯16～20の下に通した後、管状部材13の外周面に巻き付けるようになっている。これにより、組み付け後の操作コード21は各作動ビーズ22～26間の部分が管状部材13と各結紮帯16～20との間に挟まれる状態で配置され、かつ各作動ビーズ22～26の一端が各結紮帯16～20に当接されて係合された状態で、図2(A)に示すように各作動ビーズ22～26は軸方向に1列に整列するようになっている。

【0023】また、操作コード21は管状部材13の外周面側で各結紮帯16～20に係合された後、図2(B)に示すように管状部材13の内腔13aを通過して内視鏡2の鉗子チャンネル5の内腔に挿通されるようになっている。さらに、操作コード21の基端部側は鉗子チャンネル5の基端部側から手元側の操作部4の口金部6の貫通孔10を通して外部側に延出され、結紮帯操作ユニット12に結合されている。

【0024】また、結紮帯操作ユニット12には図4に示すように内視鏡2の口金部6への取付部(装着部)28と、操作コード21の巻き取り操作を行う巻き取り部29とが設けられている。ここで、巻き取り部29には略U字状断面の枠部材30が設けられている。この枠部材30には巻き取りドラム31の軸心部に同軸に配設された巻き取り軸32が取付けられている。この巻き取り軸32の一端部は枠部材30の外部側に延出され、ハンドル33が取付けられている。

【0025】さらに、巻き取りドラム31の一端部には図6(B)に示すように外周面の円周上に沿って凹陷状に切欠された2つの係合力ム34a、34bが180°離れた位置に形成されている。なお、本実施の形態では巻き取りドラム31の円周上に2つの係合力ム34a、34bが存在するが、これに対応させて、操作コード21の先端部の各作動ビーズ22～26間の間隔L1は、巻き取りドラム31の周長の半分の長さに設定されている。

【0026】また、枠部材30には巻き取りドラム31の係合力ム34a、34bに係合する爪35が固着されている。この爪35はバネ性を有する金属、または樹脂で構成され、一定の与圧を持って係合力ム34a、34bに押圧されるようになっている。

【0027】また、係合力ム34a、34bにはそれぞれ段差90a、90bが形成される。一方、巻き取りドラム31の内部は構造物としての強度を損なわない範囲で空洞部91が形成されている。

【0028】また、巻き取りドラム31の円周上には、

他に図4に示すようにコード固定部36が設けられている。このコード固定部36には、一端側が開口された操作コード取付溝37と、操作コード21の固定ビーズ27が係合可能な窪み38とが設けられている。ここで、コード固定部36の取付溝37は、操作コード21の径よりも太く、かつ固定ビーズ27よりも細くなるように設定されている。さらに、コード固定部36の幅は各固定ビーズ27間の間隔L3と略同一に設定される。

【0029】そして、結紮帯操作ユニット12ではコード固定部36に操作コード21が係止された状態で、ハンドル33を回転操作して巻き取りドラム31を回転駆動することにより、操作コード21に手元側への引張り動作力を付与するようになっている。

【0030】また、結紮帯操作ユニット12の取付部28には略円筒状のシャフト部39が設けられている。このシャフト部39の下端部には図9に示すようにこのシャフト部39の内腔39aよりも大径な嵌合穴部(口金嵌合部)40が形成されている。この嵌合穴部40には内視鏡2の口金部6における突出部8の鍔部9が挿入されるようになっている。

【0031】また、このシャフト部39には図6(A)に示すように嵌合穴部40の周壁部に摺動ガイド41,42が形成されている。さらに、嵌合穴部40の内底部には略リング状のパッキン43が嵌着されている。そして、取付部28が内視鏡2の口金部6に装着された際に嵌合穴部40内のパッキン43に口金部6の鍔部9が当接し、外部からシャフト部39の嵌合穴部40、口金部6の貫通孔10を通して鉗子チャンネル5への空気流通を遮断するようになっている。

【0032】また、シャフト部39には結紮帯操作ユニット12の取付部28が内視鏡2の口金部6に装着された際に両者間を係合状態で保持する係合位置と、両者間の係合を解除する係合解除位置とに切換える操作する略平板状のスライド部材(係合操作部)44が装着されている。このスライド部材44には図6(C)に示すように口金部6の鍔部9が挿通可能な大径孔部45と、口金部6の突出部8が係合可能な係合孔部46と、大径孔部45と係合孔部46との間を連通する連通部47とが形成されている。ここで、係合孔部46は突出部8より大径で、かつ鍔部9よりも小径に設定されている。

【0033】さらに、このスライド部材44の大径孔部45と、連通部47と、係合孔部46との形成部分の両側には略直線状のガイド溝48,49が形成されている。これらのガイド溝48,49にはシャフト部39の摺動ガイド41,42がそれぞれ挿入されている。そして、スライド部材44はガイド溝48,49がシャフト部39の摺動ガイド41,42に沿って摺動する状態で、図10(A)に示すように大径孔部45がシャフト部39の嵌合穴部40と対向配置された第1の位置と、図10(B)に示すように係合孔部46がシャフト部3

9の嵌合穴部40と対向配置された第2の位置との間でスライド可能に支持されている。

【0034】また、取付部28のシャフト部39には他に略管状の送水口金50の基端部が固着されている。この送水口金50の管腔50aはシャフト部39の嵌合穴部40に連通されている。

【0035】さらに、送水口金50の先端部にはシリジパッキン51が装着されている。このシリジパッキン51にはシリジ挿入用のバルブ52が設けられている。このシリジパッキン51のバルブ52は例えばゴムシートなどに形成された直線状のスリットによって構成されている。そして、シリジ53が挿入されていない平常時は送水口金50の管腔50aを閉塞して管腔50aと、嵌合穴部40と、貫通孔10と、鉗子チャンネル5との空気流通を遮断する状態で保持するようになっている。また、送水口金50のシリジパッキン51のバルブ52内にシリジ53が挿入された際にはシリジパッキン51のバルブ52が弾性変形して拡径し、シリジ53を圧接状態で固定することにより、シリジ53の挿入部分のシール状態が保持されるようになっている。

【0036】また、本実施の形態の内視鏡用結紮装置1には、先端アタッチメント11を内視鏡2の挿入部3の先端部3aに取付ける際に使用される図8に示す引き出しコード54が先端アタッチメント11、操作コード21、結紮帯操作ユニット12とは別に設けられている。この引き出しコード54は結紮帯操作ユニット12から内視鏡2のチャンネル5を通じて内視鏡2の挿入部3の先端部3aまで挿入可能な寸法を有する。

【0037】さらに、引き出しコード54の先端部にはフック部材55が設けられている。このフック部材55には、操作コード21を係合可能な切り欠き56が形成されている。また、引き出しコード54の手元側端部には操作リング57が固定されている。

【0038】次に、上記構成の作用について説明する。本実施の形態の内視鏡用結紮装置1の使用時には内視鏡2の操作部4の口金部6に結紮帯操作ユニット12を係合可能に結合する作業(第1の作業)と、内視鏡2の挿入部3の先端部3aに先端アタッチメント11を取り付ける作業(第2の作業)と、操作コード21を結紮帯操作ユニット12に取付ける作業(第3の作業)と、生体組織の結紮作業(第4の作業)とが順次、次の通り行われる。

【0039】(1) 結紮帯操作ユニット12の内視鏡2への取付け(第1の作業)

予め、結紮帯操作ユニット12に引き出しコード54を挿通させる。このとき、引き出しコード54を取付部28の嵌合穴部40を通じて挿通させておく。しかる後、引き出しコード54を内視鏡2の鉗子チャンネル5を通じて内視鏡2の挿入部3の先端部3aまで挿入させる。

さらに、図11(A)に示すように内視鏡2の先端部3aから引き出しコード54の先端のフック部材55を突出させる。

【0040】その後、結紮帯操作ユニット12を内視鏡2の操作部4の口金部6に装着する。このとき、結紮帯操作ユニット12の取付部28において、スライド部材44の大径孔部45をシャフト部39の嵌合穴部40と対向配置させて同軸になるように合わせる。この状態で、図10(A)に示すようにスライド部材44の大径孔部45およびシャフト部39の嵌合穴部40を内視鏡2の口金部6に被せ、台座7にシャフト部39を当接させる。

【0041】続いて、スライド部材44をシャフト部39の摺動ガイド41, 42とスライド部材44のガイド溝48, 49との案内方向に摺動動作させる。そして、図10(B)に示すようにスライド部材44の係合孔部46を嵌合穴部40と同軸に位置させる。このとき、図9に示すように口金部6の鍔部9がシャフト部39の嵌合穴部40に挿入されたままの状態で、スライド部材44の係合孔部46が口金部6の突出部8に圧入される状態で係合される。これにより、結紮帯操作ユニット12の取付部28は内視鏡2の操作部4の口金部6に固定される。

【0042】さらに、このようにスライド部材44の係合孔部46が口金部6の突出部8に係合された状態では鍔部9は嵌合穴部40内でパッキン43に圧接された状態で保持される。このとき、パッキン43は鍔部9側からの押圧力を受け、シャフト部39を押圧する為、外部から嵌合穴部40、貫通孔10を経て鉗子チャンネル5への空気流通は遮断される。

【0043】(2) 先端アタッチメント11の内視鏡2への取付け(第2の作業)

この作業時には、まず、内視鏡2の挿入部3の先端部3aから外部側に突出させた引き出しコード54のフック部材55の切り欠き56に操作コード21の基端部側を係合させる。このとき、図11(A)に示すようにフック部材55の切り欠き56を操作コード21に引っ掛けた状態で、操作コード21の基端部の固定ビーズ27のいずれかを挟むように係合させる。

【0044】続いて、引き出しコード54の操作リング57を把持して引き出しコード54を手元側に引っ張り操作する。この操作により、フック部材55に続いて固定ビーズ27、操作コード21が内視鏡2の挿入部3の先端部3aから鉗子チャンネル5内に引き込まれる。そして、引き出しコード54を内視鏡2の鉗子チャンネル5から結紮帯操作ユニット12を経由して外部に引き抜くとフック部材55に係合された固定ビーズ27が操作コード21とともに結紮帯操作ユニット12から続いて引き出される。この状態で、結紮帯操作ユニット12の外で操作コード21をフック部材55から外す。

(6)
10

【0045】その後、図11(B)に示すように先端アタッチメント11のフード14を内視鏡2の挿入部3の先端部3aに装着する。このとき、フード14は軟性部材で構成されているため、内視鏡2の挿入部3の先端部3aとフード14との接合部分は摩擦係合により確実に固定される。

【0046】また、図2(B)に示すように内視鏡2の挿入部3の先端部3aを先端アタッチメント11の突き当て部15に当接するまで押し込むことにより、常に一定の位置での固定が可能である。

【0047】(3) 操作コード21の結紮帯操作ユニット12への取付け(第3の作業)

この作業時には、まず、図11(C)に示すように結紮帯操作ユニット12より引き出した操作コード21を手元側に引っ張り、内視鏡2の鉗子チャンネル5内の操作コード21の弛みを取る。

【0048】続いて、巻き取りドラム31上の操作コード取付溝37の開口端側に操作コード21を差込み、固定ビーズ27のいずれかで挟むように係合させる。さらに、図11(D)に示すように操作コード21を巻き取りドラム31の中心軸側に引き、固定ビーズ27の取付溝37に係合した手元側の一方を窪み38に係合させる。

【0049】以上の操作により操作コード21は内視鏡2の鉗子チャンネル5の長さに応じて弛みがない状態で巻き取りドラム31に固定される。

【0050】(4) 生体組織の結紮(第4の作業)

この作業時には、まず、本実施の形態の内視鏡用結紮装置1を装着した内視鏡2の挿入部3を患者の体内に挿入する。そして、内視鏡2にて体内の画像を観察しながら先端アタッチメント11を目標の生体組織に当接させる。

【0051】続いて、内視鏡2の鉗子チャンネル5を通じて吸引圧を印加し、先端アタッチメント11の内部に生体組織を引き込む。この状態で、結紮帯操作ユニット12のハンドル33を回転させる。ここで、ハンドル33は爪35が巻き取りドラム31の一方の係合カム34aの段差90aから回転を始め、次の係合カム34bの段差90bに係合するまで回転させる。

【0052】このとき、各作動ビーズ22～26間の間隔L1は巻き取りドラム31の円周長の半分、すなわち2つの係合カム34a, 34b間の間隔に相当する長さに設定されているため、一方の係合カム34aとの係合位置から他方の係合カム34bとの係合位置までハンドル33を回転させる一回の行程において最も先端部側の位置の作動ビーズ22のみが管状部材13上を先端部側に移動する。そして、この作動ビーズ22の移動動作にともない最も先端側の位置の結紮帯16が管状部材13の先端部側から外れる。

【0053】段差90bに爪35が係合した瞬間、爪3

5はバネ性を有する素材で構成されているため、反発力で巻き取りドラム31の表面を叩く。このとき巻き取りドラム31の内部に空洞91が形成されているため、空洞91内で反響し、大きな音が発生する。よって、術者は内視鏡の画面を確認しなくとも、段差90bに爪35が係合した手の感触及び音により一回の結紮動作が終了したことを認識することができる。

【0054】管状部材13から外れて生体組織を外嵌した結紮帯16は自然状態の径まで収縮し、その収縮力で生体組織を結紮する。

【0055】以上の操作を繰り返し、5つの作動ビーズ22～26を順番に作動させることにより、5つの結紮帯16～20が順次管状部材13の先端部から外れ、各結紮帯16～20により複数の生体組織が連続的に結紮される。そして、必要な数の生体組織の結紮作業が終了した時点で、内視鏡2の挿入部3を患者の体内から抜去して治療を終了する。

【0056】そこで、上記構成のものにあっては次の効果を奏する。すなわち、本実施の形態では内視鏡2の操作部4の口金部6に結紮帯操作ユニット12を結合する作業時には結紮帯操作ユニット12のスライド部材44の操作によりスライド部材44の係合孔部46を口金部6の突出部8に圧入させる状態で口金部40の鍔部9を係合せるようにしたので、結紮操作中も内視鏡2の操作部4の口金部6に結合された結紮帯操作ユニット12の取付け状態が緩む心配が無い。そのため、摩擦係合に比較して確実な固定ができるため、処置中に結紮帯操作ユニット12の取付け部に大きな力がかかっても、緩む、動くことがなく、操作感の良い処置を行うことが可能である。

【0057】また、スライド部材44のスライド操作のみの簡単な操作で結紮帯操作ユニット12の着脱が可能なため、結紮帯操作ユニット12の着脱作業の操作性が向上する効果がある。

【0058】さらに、本実施の形態では操作コード21の先端部の複数の作動ビーズ22～26がそれぞれ操作コード21の軸方向長が外径よりも大なる形状に形成されることにより、以下の効果が期待できる。

【0059】すなわち、作動ビーズ22～26の結紮帯16～20を駆動する機能を維持しながらも、先端アタッチメント11に装着した際の作動ビーズ22～26の表面積を大きく確保することが可能である。

【0060】また、操作コード21を管状部材13の外周に巻き付けた際に作動ビーズ22～26が軸方向に1列に整列するため、全ての作動ビーズ22～26を管状部材13に対して滑らかな形状とすることができる、内視鏡2の患者への挿入を抵抗なくスムーズに行うことが可能となる。

【0061】さらに、操作コード21の手元側端部に複数の固定ビーズ27が形成されているため、内視鏡2の

種類によって鉗子チャンネル5の全長が変動しても常に操作コード21の弛みがない状態に調整して装着することができる。そのため、内視鏡2の種類を問わず結紮帯操作ユニット12の係合カム34a, 34bと爪35により生じるクリック動作と、結紮帯16～20の結紮動作とを一致させることができ、操作感が向上する。

【0062】また、本実施の形態の内視鏡用器具である内視鏡用結紮装置1では簡単な操作で内視鏡用結紮装置1を内視鏡2に組み付けることができ、機器の準備ができるので、処置時間を短縮できる効果がある。

【0063】また、図12および図13(A), (B)は本発明の第2の実施の形態を示すものである。本実施の形態は第1の実施の形態(図1乃至図11(A)～(D)参照)の内視鏡用結紮装置1の結紮帯操作ユニット12の構成を次の通り変更したものである。なお、図12および図13(A), (B)中で、第1の実施の形態の内視鏡用結紮装置1と同一構成の部分については同一の符号を付し、ここではその説明は省略する。

【0064】すなわち、本実施の形態では図13(A), (B)に示すように結紮帯操作ユニット12の取付け部28における略円筒状のシャフト部61の外側に略円筒状の外筒部材62が配設されている。

【0065】さらに、外筒部材62には内視鏡2の口金部6との接合端部側に4つのスリット63～66が軸方向に向けて延設されている。これらのスリット63～66はそれぞれ等間隔で配置され、略X字状に形成されている。そして、外筒部材62の各スリット63～66間の部分によって適宜の長さの4つの脚部67～70が形成されている。

【0066】さらに、各脚部67～70の先端部には内爪67a～70aと、外爪67b～70bとが内外にそれぞれ突設されている。ここで、各脚部67～70の内周面の内径寸法は口金部6の鍔部9の外径寸法と略同一径に設定されている。また、各脚部67～70の内爪67a～70aの内径は突出部8と略同一径に設定されている。

【0067】また、外筒部材62の外周面にはこの外筒部材62に沿って軸方向に移動する操作リング71が設けられている。この操作リング71の内径寸法は各脚部67～70の外爪67b～70bの外径寸法よりも小径に設定されている。そして、結紮帯操作ユニット12の取付け部28が内視鏡2の口金部6に装着された際にこの操作リング71によって両者間を係合状態で保持する係合位置と、両者間の係合を解除する係合解除位置とに切換える操作になっている。

【0068】次に、上記構成の本実施の形態の作用について説明する。本実施の形態では結紮帯操作ユニット12の取付け部28を内視鏡2の操作部4の口金部6に装着する作業時には図13(A)に示すように予め操作リング71を外筒部材62の上側位置に配置させておく。

【0069】この状態で、結紮帯操作ユニット12の取付部28を内視鏡2の口金部6に被せる。このとき、外筒部材62の各脚部67～70の内爪67a～70aの内径寸法は鍔部9の外径寸法よりも小さいが、スリット63～66により外筒部材62の各脚部67～70は外方向に弾性変形可能なため、図13(A)に示すように各内爪67a～70aは鍔部9を乗り越えて図13(B)に示すように突出部8と係合する。

【0070】続いて、図13(B)に示すように操作リング71を内視鏡2の口金部6側に移動させる。このとき、操作リング71を各脚部67～70の外爪67b～70bに当接させることにより、突出部8と略同一平面上に位置させる。この状態では各脚部67～70の内爪67a～70aが突出部8に係合し、かつスリット63～66による外筒部材62の外方向への弾性変形が操作リング71により制限されるため、結紮帯操作ユニット12の取付部28は内視鏡2の操作部4の口金部6に固定される。

【0071】そこで、本実施の形態では内視鏡2の操作部4の口金部6に結紮帯操作ユニット12を結合する作業時には結紮帯操作ユニット12の操作リング71を外筒部材62に沿って軸方向に移動する操作によって結紮帯操作ユニット12の取付部28が内視鏡2の口金部6に装着された際に両者間を係合状態で保持する係合位置と、両者間の係合を解除する係合解除位置とに切換え操作することができる。そのため、本実施の形態でも第1の実施の形態と同様の効果が得られる。

【0072】また、図14および図15は本発明の第3の実施の形態を示すものである。本実施の形態は第1の実施の形態(図1乃至図11(A)～(D)参照)の内視鏡用結紮装置1の結紮帯操作ユニット12の構成を次の通り変更したものである。なお、図14および図15中で、第1の実施の形態の内視鏡用結紮装置1と同一構成の部分については同一の符号を付し、ここではその説明は省略する。

【0073】すなわち、本実施の形態では操作コード21の手元側端部に固定ビーズ27を1個のみ設けるとともに、結紮帯操作ユニット12における巻き取りドラム31の外周面上のコード固定部36を複数設け、各コード固定部36に操作コード取付溝37と、操作コード21の固定ビーズ27が係合可能な窪み38とをそれぞれ設けたものである。

【0074】次に、上記構成の作用について説明する。本実施の形態では操作コード21を結紮帯操作ユニット12に取付ける作業時には、結紮帯操作ユニット12より引き出した操作コード21を手元側に引っ張り、鉗子チャンネル5内の操作コード21の弛みを取る。

【0075】続いて、図15に示すように巻き取りドラム31上のいずれかの位置のコード固定部36の操作コード取付溝37に操作コード21を差込み、固定ビーズ27を係合させる。

27を係合させる。さらに、操作コード21を巻き取りドラム31の中心軸側に導き、固定ビーズ27をいずれかの位置の窪み38に係合させる。

【0076】以上の操作により操作コード21は内視鏡2の鉗子チャンネル5の長さに応じて弛みがない状態で巻き取りドラム31に固定される。

【0077】そこで、本実施の形態でも第1の実施の形態と同様に内視鏡用結紮装置1を使用することができ、第1の実施の形態と同様の効果が得られる。

【0078】また、図16(A)～(C)は本発明の第4の実施の形態を示すものである。本実施の形態は第1の実施の形態(図1乃至図11(A)～(D)参照)の内視鏡用結紮装置1の結紮帯操作ユニット12の構成を次の通り変更したものである。なお、図16(A)～(C)中で、第1の実施の形態の内視鏡用結紮装置1と同一構成の部分については同一の符号を付し、ここではその説明は省略する。

【0079】すなわち、本実施の形態では、図16(A)に示すように結紮帯操作ユニット12における巻き取りドラム31の外周面上に1つの係合フック81を突設し、操作コード21上の固定ビーズ27などの係合部材を省略したものである。さらに、係合フック81にはコード取付用のスリット82が形成されている。

【0080】次に、上記構成の作用について説明する。本実施の形態では操作コード21を結紮帯操作ユニット12に取付ける作業時には、図16(B)に示すように結紮帯操作ユニット12より引き出した操作コード21を手元側に引っ張り、鉗子チャンネル5内の操作コード21の弛みを取る。

【0081】続いて、巻き取りドラム31上の係合フック81のスリット82に操作コード21を挟み、摩擦係合させる。さらに、図16(C)に示すように操作コード21を係合フック81に2～3回巻き付ける。

【0082】以上の操作により操作コード21は内視鏡2の鉗子チャンネル5の長さに応じて弛みがない状態で巻き取りドラム31に固定される。

【0083】そこで、上記構成の本実施の形態でも第1の実施の形態と同様に内視鏡用結紮装置1を使用することができ、第1の実施の形態と同様の効果が得られる。

さらに、本実施の形態では特に、巻き取りドラム31の外周面上に1つの係合フック81を突設したので、この係合フック81に操作コード21を巻き付けることにより、操作コード21と巻き取りドラム31とを確実に固定可能である。そのため、本実施の形態では、操作コード21上にいかなる係合部材を設ける必要がないので、第1の実施の形態の効果に加えて、部品・加工点数が減少し、製品原価を低減することができる効果がある。

【0084】さらに、本発明は上記実施の形態に限定されるものではなく、本発明の要旨を逸脱しない範囲で種々変形実施できることは勿論である。次に、本出願の他

の特徴的な技術事項を下記の通り付記する。

記

(付記項1) 操作部に鉗子チャンネルの開口部を有し、かつ前記開口部が鍔及び前記鍔より小径なる軸から構成される内視鏡、及び前記内視鏡と組み合わされて使用される器具において、前記器具が前記鉗子チャンネル開口部との接続部を有し、前記接続部は以下の構成から成る。第一位置では前記鍔が嵌入可能で、第二位置では前記軸と略同一径まで縮径する可変孔。

【0085】(付記項2) 前記器具が以下の構成からなる体内の組織を結紮する内視鏡用処置具であることを特徴とする付記項1に記載の内視鏡用器具。内視鏡の先端に取付け可能で、1つ以上の結紮帶を外嵌した先端アタッチメントと、前記結紮帶に係合し、先端アタッチメントより内視鏡の鉗子チャンネル内に挿通される操作コードと、内視鏡の操作部近辺に固定され、前記操作コードに手元側への引張り動作を付与する機器操作部。

【0086】(付記項3) 前記可変孔が以下により構成されることを特徴とする付記項1, 2に記載の内視鏡用器具。

(a) 前記操作コードを挿通可能な貫通孔

(b) 平板状のスライド部材

(c) 前記スライド部材上に形成される前記鍔より大径のかぶせ孔

(d) 前記かぶせ孔と一定の距離を置いて前記スライド部材上に形成される前記口金の軸と略同一径を有するロック孔

(e) 前記かぶせ孔とロック孔を連結する溝

(f) 前記スライド部材の操作により前記かぶせ孔と前記ロック孔を選択的に前記貫通孔と同軸に位置させる作動ガイド。

【0087】(付記項4) 前記作動ガイドが1つ以上の軸により形成され、前記スライド部材上に前記軸が挿通、移動可能な溝を有することを特徴とする付記項1~3に記載の内視鏡用器具。

【0088】(付記項5) 前記可変孔が以下により構成されることを特徴とする付記項1, 2に記載の内視鏡用器具。

(a) 取付部ハウジング

(b) 前記取付部ハウジングに設けられた鍔より大径のかぶせ孔

(c) 前記取付部ハウジングにかぶせ孔の半径方向に設けられ、一端が解放する1つ以上のスリット

(d) 前記かぶせ孔の一端に設けられた前記口金の軸と略同一径を有するロック孔

(e) 前記ハウジングの外径と略同一径の内径を有し、前記ロック孔と略同一平面上の第一位置と、かぶせ孔の他端である第二位置とを移動自在な固定環。

【0089】(付記項6) 内視鏡と組み合わされて使用される体内の組織を結紮する内視鏡用処置具で、内視

鏡の先端に取付け可能で、1つ以上の結紮帶を外嵌した先端アタッチメントと、前記先端アタッチメントより内視鏡の鉗子チャンネル内に挿通される1つの操作コードと、前記操作コード表面に固着され、1つ1つが結紮帶に係合するアンカー部材を具備する内視鏡用結紮装置において、前記アンカー部材が(操作コードの軸方向長):(径方向長)の比が1より大なる形状を有することを特徴とする内視鏡用結紮装置。

【0090】(付記項7) 前記アンカー部材が操作コードと同軸の円柱形状に形成されていることを特徴とする付記項6に記載の内視鏡用結紮装置。

【0091】(付記項8) 前記複数のアンカー部材が一定の間隔で前記操作コード上に固着されており、その間隔は前記先端アタッチメントの外周長に略同一の長さを有し、前記操作コードが前記先端アタッチメントの外周に螺旋状に巻き付けた時に前記アンカー部材が前記先端アタッチメントの軸方向に整列することを特徴とする付記項6, 7に記載の内視鏡用結紆装置。

【0092】(付記項9) 内視鏡と組み合わされて使用される体内の組織を結紆する内視鏡用処置具で、内視鏡の先端に取付け可能で、1つ以上の結紆帶を外嵌した先端アタッチメントと、前記先端アタッチメントより内視鏡の鉗子チャンネル内に挿通される1つの操作コードと、内視鏡の操作部近辺に固定され、前記操作コードに手元側への引張り動作を付与する機器操作部と、前記機器操作部に回動自在に軸支される前記操作コードの巻き取り軸と、前記巻き取り軸周面上に設けられる前記操作コードの固定手段と、を具備する内視鏡用結紆装置において、前記操作コードと前記操作部接続部がある範囲の中で複数の結合点を有することを特徴とする内視鏡用結紆装置。

【0093】(付記項10) 前記操作コードの手元側にコード接続部を具備する内視鏡用結紆装置において、前記固定手段と前記コード接続部のうちいずれかがある間隔をおいて複数設けられていることを特徴とする付記項9に記載の内視鏡用結紆装置。

【0094】(付記項11) 複数の前記固定手段、1つの前記コード接続部を有することを特徴とする付記項9, 10に記載の内視鏡用結紆装置。

【0095】(付記項12) 1つの前記固定手段、複数の前記コード接続部を有することを特徴とする付記項9, 10に記載の内視鏡用結紆装置。

【0096】(付記項13) 内視鏡と組み合わされて使用される体内の組織を結紆する内視鏡用処置具で、内視鏡の先端に取付け可能で、1つ以上の結紆帶を外嵌した先端アタッチメントと、前記先端アタッチメントより内視鏡の鉗子チャンネル内に挿通される1つの操作コードと、内視鏡の操作部近辺に固定され、前記操作コードに手元側への引張り動作を付与する機器操作部と、前記機器操作部に回動自在に軸支される前記操作コードの巻

き取り軸と、前記巻き取り軸周面上に設けられる前記操作コードの固定手段と、を具備する内視鏡用結紮装置において、前記固定手段が前記操作コードを挟持可能な溝及び前記操作コードを巻き付け固定可能な突設部から構成されていることを特徴とする内視鏡用結紮装置。

【0097】(付記項1～8の従来技術) 一般に、生体組織の連続的な結紮を可能とする装置として、例えば図17, 18に開示されている構成のものが市場に提供されている。(Saeed Multi-Band Ligators Sixshooter Wilson-Cook Medical Inc.) この装置aは、内視鏡hの先端に取付け可能な管状部材bと、管状部材bの外周面に拡張した状態で支持された複数の弾性結紮帯c 1～c 6と、内視鏡内部のチャンネルh 1に挿通可能で結紮帯c 1～c 6に各々係合する作動ビーズd 1～d 6, e 1～e 6, 作動ビーズが固着され、管状部材上に結紮帯と共に設置される複数の操作コードf, gからなる。操作コードf, gは内視鏡のチャンネルh 1を挿通して内視鏡の操作部まで延出する。術者は、内視鏡のチャンネルh 1を通じて管状部材bの内部に生体組織を吸引する。その後操作コードf, gを手元側に引くことにより、弾性結紮リングc 1～c 6は管状部材bの遠位側から順に遠位側に向かって送られ、結紮帯c 1～c 6を順番に外すことにより、複数箇所の生体組織を結紮する。

【0098】また、複数の操作コードf, gを手元側に引く手段を容易に行うための操作部構造として、例えば米国特許5,735,861号公報に開示されている構成のものがある(図19(A)～(C)参照)。この操作部iは、内視鏡hの操作部h 2に開口したチャンネルh 1の口金部h 3に挿入可能な挿入軸tを有する。先端の管状部材bからチャンネルh 1, 挿入軸tの内腔を通じて引き出された操作コードf, gは巻き取り軸mに固着される。ハンドルnを回転させることにより操作コードf, gを巻き取り軸m上に巻き取ることにより結紮帯c 1～c 6は順番に管状部材から外れ、生体組織を結紮する。

【0099】(付記項9～13の従来技術) 一方、結紮帯c 1～c 5を外す為に操作コードfを引張りの力を加える際、反力によりハンドルnが逆回転しないように常にハンドルnを保持している必要があり、操作性が悪い。この問題の解決法として、市場に提供されている製品で図20～23に示すものがある。(Speed bandMultiple Band Ligator Boston Scientific Corp.) これは操作部本体に固着されたスプリングoの係止爪pが巻き取り軸mの外周に一定間隔rで設けられた陥凹部q 1, q 2に係合することにより逆回転を防止したものである。陥凹部q 1, q 2は弾性結紮リングc 1～c 5の各々が管状部材から外れるために必要な間隔r'に相当する長さを有している。よって、係止爪pが陥凹部q 1, q 2にそれぞれ1回係合する毎に先端からは

結紮帯c 1～c 5が外れていく。すなわち、係止爪pが陥凹部qに係合することにより生じるクリック1回につき1個の結紮帯c 1～c 5が外れる。

【0100】(付記項1～5が解決しようとする課題)

しかしながら、米国特許5,735,861号公報に開示されている構成では、内視鏡のチャンネルh 1の口金部h 3に気密バルブsを介して挿入軸tを差し込み固定する。しかし、気密バルブsは一般に弹性部材で構成されているため、取り付けた後も安定しない、ぐらつく等の不都合が生じる。また挿入軸tのテーパ軸t 1とチャンネルh 1内面のテーパ孔uは摩擦係合により固定されているため、生体を結紮するために大きな力が印加されたときに固定が緩み、操作感が悪化する恐れがあるという問題点があった。

【0101】(付記項1～5の目的) 本発明は内視鏡への簡単な取付けが可能で、かつ取付けが確実な内視鏡用結紮装置を提供することを目的とする。

【0102】(付記項1～5の課題を解決するための手段) 本発明の内視鏡用結紮装置は、1つ以上の結紮帯を外嵌した先端アタッチメントと、前記結紮帯に係合し、先端アタッチメントより内視鏡の鉗子チャンネル内に挿通される操作コードと、内視鏡の操作部近辺に固定され、前記操作コードに手元側への引張り動作を付与する機器操作部を具備する内視鏡用結紮装置において、内視鏡の操作部に鉗子チャンネル入口が開口し、かつその開口部が端部の鍔及び鍔と内視鏡のチャンネルの間を繋ぐ軸から構成される口金部を有し、機器操作部が第一位置では前記鍔が嵌入可能で、第二位置では前記軸と略同一径まで縮径する可変孔を有することを特徴とする。内視鏡用結紮装置の機器操作部を内視鏡に取り付ける操作を以下のように行う。

【0103】可変孔を第一位置に設定した状態で、機器操作部を内視鏡の口金にかぶせる。その後可変孔を第二位置に設定すると可変孔が縮径して鍔より小さい軸と略同一径となり、機器操作部は内視鏡の口金部に固定される。

【0104】(付記項1～5の効果) 可変孔を縮径させて内視鏡の口金に固定することにより、簡単な操作で機器操作部を内視鏡に確実に固定することができる。よって、組立・分解を迅速に行なうことが可能したことから処置時間の短縮効果が期待できる。また、摩擦係合に比較して確実な固定ができるため、処置中に接続部に大きな力がかからっても、緩む、動くことがなく操作感の良い処置を行うことが可能である。

【0105】(付記項6～8が解決しようとする課題)

しかしながら、図17, 18に示す構成では、作動ビーズd 1～d 6, e 0～e 6が結紮帯の外周面上に露出している。また、拡張された結紮帯c 1～c 6を移動させる際に結紮帯c 1～c 6から滑り出ないように、確実に行なうためには作動ビーズd 1～d 6, e 1～e 6の外

径は 1.0 ~ 1.5 mm 程度が必須となる。この状態で内視鏡の先端に管状部材 b を取付け、体内に挿入すると作動ビーズ d 1 ~ d 6 , e 0 ~ e 6 が突出しているため、内視鏡の挿入の抵抗になり、処置時間が長くなる恐れがあるという問題点がある。

【0106】(付記項6~8の目的) 本発明は結紮帯の作動を確実に行いながら、通常の内視鏡と同様の挿入性を有する内視鏡用結紮装置を提供することを目的とするものである。

【0107】(付記項6~8の課題を解決するための手段) 本発明は内視鏡と組み合わされて使用される体内の組織を結紮する内視鏡用処置具で、内視鏡の先端に取付け可能で、1つ以上の結紮帯を外嵌した中空の先端アタッチメントと、前記先端アタッチメントより内視鏡の鉗子チャンネル内に挿通される1つの操作コードと、前記操作コード表面に固着され、1つ1つが結紮帯に係合するアンカー部材を具備する内視鏡用結紮装置において、前記アンカー部材が操作コードの軸方向長：径方向長が1より大きい形状に形成されていることを特徴とする。先端アタッチメントを目標の生体組織に当接させ、内視鏡のチャンネルを通じて先端アタッチメント内腔を真空とし、組織を先端アタッチメント内部に引き込む。この状態で操作コードを近位側に移動させると、操作コード表面に固着されたアンカー部材が結紮帯とともに移動し、結紮帯を先端アタッチメントの遠位側に移動させる。結紮帯が先端アタッチメントから外れることにより、結紮帯は先端アタッチメント内部に引き込まれた生体組織を結紮する。

【0108】(付記項6~8の効果) 作動ビーズの結紮帯を駆動する機能を維持しながらも、先端アタッチメントに装着した際の作動ビーズの表面積を大きく確保することが可能である。よって患者の体腔内に内視鏡を挿入する際の抵抗を最小限にすることが可能で、処置時間の短縮が可能となる。

【0109】(付記項9~13が解決しようとする課題) 図20~23に示す構成では以下に示す問題点がある。一定間隔 r で係止爪 p が陥凹部 q 1 , q 2 に係合することにより生じるクリックが1回生じる毎に、結紮帯が1個ずつ外れていく。一方、図示しない内視鏡のチャンネルの全長は機種により異なるため、手元側の間隔 r と先端で結紮帯が外れる間隔 r' との間の位相が内視鏡毎に変化する。この位相のずれが最大に達すると結紮帯 c 1 ~ c 6 が管状部材 b 上を移動中に停止する不具合が生じる。そこで図20~23に示す構造では、内視鏡に操作部 i を装着した後、陥凹部 q 1 , q 2 を初期位置 v に合わせた後に操作コード f を弛みのない状態で巻き取り軸 m のスリット w に固定する。これにより内視鏡のチャンネルの全長に関係なく手元側の間隔 r と先端側の間隔 r' の位相が一義的に決定される。しかしながら、操作コード f とスリット w の係合は結紮帯 c 1 ~ c 5 を

(11)
20

作動させる力量に耐えることが要求されるため、図20~23に示す構造では、巻き取り軸 m の導出孔 x から巻き取り軸 m の側面孔 y より操作コード f を導出し、側面 y に設けられたスリット w に固定するという構造になっており、構造、操作が複雑となる。

【0110】(付記項9~13の目的) 本発明では、簡単な操作で手元側の間隔 r と先端側の間隔 r' の位相を一致させ、操作部のクリックと結紮帯の結紮動作を一致させた操作感の良好な内視鏡用結紮装置を提供することを目的とする。

【0111】(付記項9~12の課題を解決するための手段) 本発明は操作コードと操作部側の固定手段がある範囲の中で複数の結合点を有することを特徴とする。機器操作部より引き出した操作コードを手元側に引っ張り、複数の結合点のいずれか1つにおいて操作コードと接続部を係合させる。以上の操作により操作コードは内視鏡のチャンネルの長さに応じて弛みがない状態で機器操作部に固定される。

【0112】(付記項9~12の効果) 操作コードと機器操作部の接続部とがある範囲で複数の結合点を有することにより、内視鏡の種類によってチャンネルの全長が変動しても常に操作コードの弛みがない状態で装着が可能である。よって内視鏡の種類を問わず係合カムと爪により生じるクリックと結紮帯の結紮動作を一致させることができとなり、操作感の向上が期待できる。また簡単な操作で機器の準備が可能となるため、処置時間の短縮が可能となる。

【0113】(付記項13の課題を解決するための手段) 本発明は固定手段が操作コードを挟持可能な溝及び前記操作コードを巻き付け固定可能な突設部から構成されていることを特徴とする。操作部より引き出した操作コードを手元側に引っ張り、チャンネル内の操作コードの弛みを取る。続いて巻き取りドラム上の溝に操作コードを挟み摩擦係合させる。さらに操作コードを突設部に2~3回巻き付ける。以上の操作により操作コードは内視鏡のチャンネルの長さに応じて弛みがない状態で巻き取りドラムに固定される。

【0114】(付記項13の効果) 固定手段を操作コードを挟持可能な溝及び操作コードを巻き付け固定可能な突設部から構成することにより、操作コード上にいかなる係合部材を有さなくとも、操作コードと巻き取りドラムを確実に固定可能である。よって部品・加工点数が減少し、製品原価を低減することができる。

【0115】(付記項14) 内視鏡と組み合わせて使用される体内の組織を結紮する内視鏡用処置具で、内視鏡の先端に取付け可能で、1つ以上の結紮帯を外嵌した先端アタッチメントと、前記先端アタッチメントより内視鏡の鉗子チャンネル内に挿通される1つの操作コードと、内視鏡の操作部近辺に固定され、前記操作コードに手元側への引っ張り動作を付与する機器操作部と、前記

操作コードの巻き取り軸と、前記巻き取り軸の回転行程を規制する1つ以上の係合カムと、前記係合カムに係合して巻き取り軸の回転動作と固定動作を付与する弹性を有する係合爪を機器操作部に具備する内視鏡用結紮装置において、前記巻き取り軸の内部が空洞を有することを特徴とする内視鏡用結紮装置。

【0116】(付記項14が解決しようとする課題)

図20~23に示す構成では、陥凹部q1, q2に係止爪pが係合する毎にクリックがあり、結紮帶c1~c5が1個ずつ外れるようになっている。しかし、結紮帶を外す操作の最中は管状部材b内部に生体組織が吸引され、視野は吸引された組織によって塞がれる。よって結紮帶c1~c5が管状部材bの外周から外れて組織を結紮した瞬間は術者には分かり難く、唯一陥凹部q1, q2と係止爪pによって発生するクリックが術者の手に伝わる感触のみである。

【0117】この感触が充分術者に伝わらないと、術者は1個の結紮帶c1が既に管状部材bから外れて生体組織を外嵌していることを認識できず、次にクリックが発生し、次の結紮帶c2が生体組織に結紮されることにより、結紮帶を無駄にしてしまう恐れがある。

【0118】(付記項14の目的) 本発明は簡単な構造で、結紮帶が生体組織に結紮された事を術者に認識させることが可能な内視鏡用結紮装置を提供すること目的とする。

【0119】(付記項14の課題を解決するための手段) 本発明の内視鏡用結紮装置は、内視鏡の先端に取付け可能で、1つ以上の結紮帶を外嵌した先端アタッチメントと、前記先端アタッチメントより内視鏡の鉗子チャンネル内に挿通される1つの操作コードと、内視鏡の操作部近辺に固定され、前記操作コードに手元側への引っ張り動作を付与する機器操作部と、前記操作コードの巻き取り軸と、前記巻き取り軸の回転行程を規制する1つ以上の係合カムと、前記係合カムに係合して巻き取り軸の回転動作と固定動作を付与する弹性を有する係合爪を機器操作部に具備する内視鏡用結紮装置において、前記巻き取り軸の内部が空洞を有することを特徴とする。内視鏡用結紮装置により生体組織を結紮する手順を以下のように行う。

【0120】巻き取り軸を回転させて操作コードを引っ張り結紮帶を先端アタッチメントより外す。このとき係合カムに係合爪が係合した瞬間にクリックが生じる。係合爪は弹性を有する素材で構成されているため、反発力で巻き取り軸の表面を叩く。このとき巻き取り軸の内部に空洞に反響し、大きな音が発生する。

【0121】(付記項14の効果) 術者は内視鏡の画面を確認しなくとも、係合カムに係合爪が係合したクリックの感触及び音により一回の結紮動作が終了したことを認識することができる。

【0122】

【発明の効果】本発明によれば、内視鏡用器具本体の装着部に口金部に嵌合される口金嵌合部を設けるとともに、この口金嵌合部に口金部の鍔部が挿通可能な鍔部挿通位置と、口金部の突出部と係合可能な係合位置とに切換え操作する係合操作部を設けたので、内視鏡用器具本体の係合操作部を係合位置に切換え操作して口金部の突出部と係合させることにより、簡単な操作で内視鏡用器具本体を内視鏡の口金部に確実に固定することができる。そのため、内視鏡への取付けが簡単で、組立・分解を迅速に行なうことが可能なことから処置時間の短縮効果が期待できる。

【図面の簡単な説明】

【図1】 本発明の第1の実施の形態の内視鏡用結紮装置を内視鏡に組み付けた状態を示す側面図。

【図2】 (A)は第1の実施の形態の内視鏡用結紮装置における先端アタッチメントの斜視図、(B)は内視鏡用結紮装置の先端アタッチメントを内視鏡に組み付けた状態を示す要部の縦断面図。

【図3】 (A)は第1の実施の形態の内視鏡用結紮装置の操作コードを示す平面図、(B)は内視鏡用結紮装置の先端アタッチメントにおける結紮帶と操作コードとの部品配置状態を示す要部の斜視図。

【図4】 第1の実施の形態の内視鏡用結紮装置の操作部の外観を示す斜視図。

【図5】 第1の実施の形態の内視鏡用結紆装置の操作部における内視鏡連結部を示す斜視図。

【図6】 第1の実施の形態の内視鏡用結紆装置の操作部の要部構成を示すもので、(A)は内視鏡用結紆装置のハウジングの摺動ガイドの部分を示す斜視図、(B)は巻き取りドラムの円周上の係合カムを示す平面図、(C)は内視鏡用結紆装置の操作部における内視鏡連結部を示す平面図。

【図7】 第1の実施の形態の内視鏡用結紆装置が組み付けられる内視鏡の操作部の口金部を示す斜視図。

【図8】 第1の実施の形態の内視鏡用結紆装置と組み合わせて使用される引き出しコードを示す平面図。

【図9】 第1の実施の形態の内視鏡用結紆装置の操作部と内視鏡の操作部の口金部との連結部を示す要部の縦断面図。

【図10】 第1の実施の形態の内視鏡用結紆装置の操作部と内視鏡の操作部の口金部との連結作業を説明するもので、(A)は内視鏡用結紆装置の操作部と内視鏡の操作部の口金部との連結前の状態を示す要部の斜視図、(B)は内視鏡用結紆装置の操作部と内視鏡の操作部の口金部との連結状態を示す要部の斜視図。

【図11】 第1の実施の形態の内視鏡用結紆装置の使用状態を説明するもので、(A)は引き出しコードのフックによって操作コードを係合させた状態を示す要部の斜視図、(B)は先端アタッチメントを内視鏡に取付けた作業を説明するための側面図、(C)は巻き取りドラム

ム上のコード取付溝に操作コードを係合させた状態を示す斜視図、(D)は巻き取りドラムの窪みに操作コードの固定ビーズを係合させた状態を示す斜視図。

【図12】本発明の第2の実施の形態の内視鏡用結紮装置を示す要部の斜視図。

【図13】第2の実施の形態の内視鏡用結紮装置の作用を説明するもので、(A)は規制ストッパを取り付け部の手元側に位置させた状態を示す要部の縦断面図、(B)は規制ストッパを口金側に移動させて取付け部を口金に固定させた状態を示す要部の縦断面図。

【図14】本発明の第3の実施の形態の内視鏡用結紮装置の操作部の外観を示す斜視図。

【図15】第3の実施の形態の内視鏡用結紮装置の操作部の作用を説明するための要部の斜視図。の縦断面図。

【図16】本発明の第4の実施の形態を示すもので、(A)は内視鏡用結紮装置の操作部の外観を示す斜視図、(B)は巻き取りドラム上のスリットに操作コードを挟み、摩擦係合させた状態を示す操作部の要部の斜視図、(C)は操作コードを係合フックに2~3回巻き付けて係合させた状態を示す操作部の要部の斜視図。

【図17】従来の結紮装置の概略構成を示す斜視図。

【図18】従来の結紮装置の管状部材を内視鏡の挿入部の先端に取付けた状態を示す要部の斜視図。

【図19】操作コードを手元側に引くための操作部の構造例を示すもので、(A)は操作部の斜視図、(B)は操作部の巻き取り軸を内視鏡の操作部の口金部に挿入する前の状態を一部断面にして示す側面図、(C)は操*

*作部の巻き取り軸を内視鏡の操作部の口金部に挿入した状態を一部断面にして示す側面図。

【図20】操作コードに引張り力を加える操作部の他の従来例を示す斜視図。

【図21】操作部の巻き取り軸の周辺の構成を示す要部の縦断面図。

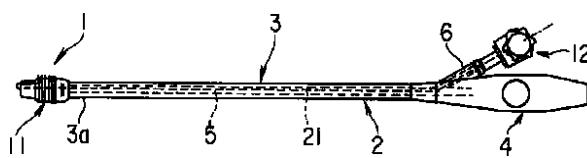
【図22】結紮装置の管状部材から弾性結紮リングを外す操作を説明するための説明図。

【図23】操作コードを巻き取り軸のスリットに固定する状態を示す要部の斜視図。

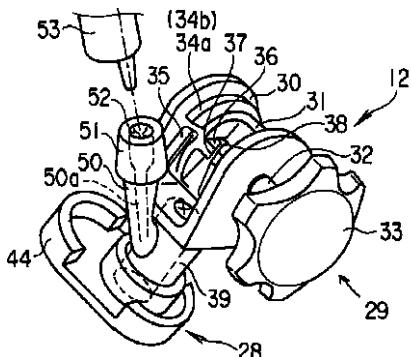
【符号の説明】

- | | |
|-------|---------------------|
| 1 | 内視鏡用結紮装置(内視鏡用器具) |
| 2 | 内視鏡 |
| 4 | 操作部 |
| 5 | 鉗子チャンネル |
| 6 | 口金部 |
| 8 | 突出部 |
| 9 | 鍔部 |
| 11 | 先端アタッチメント |
| 12 | 結紮帶操作ユニット(内視鏡用器具本体) |
| 16~20 | 結紮帶 |
| 21 | 操作コード |
| 22~26 | 作動ビーズ(係合部) |
| 28 | 取付け部(装着部) |
| 44 | スライド部材(係合操作部) |
| 45 | 大径孔部 |
| 46 | 係合孔部 |
| 47 | 連通部 |

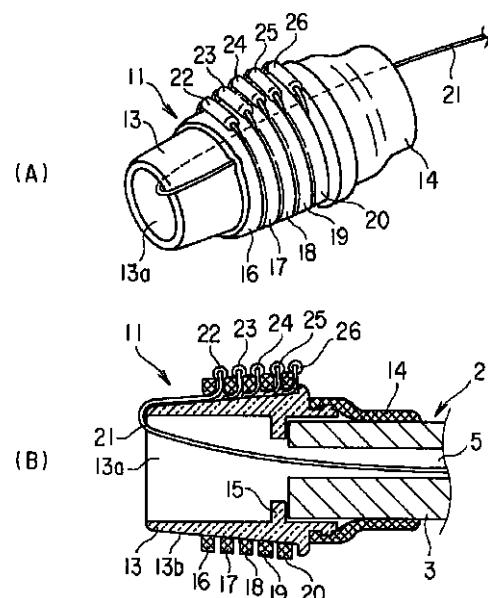
【図1】



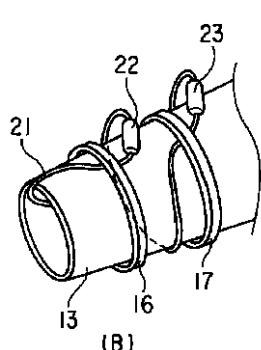
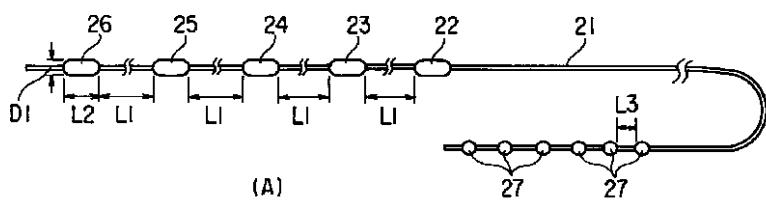
【図4】



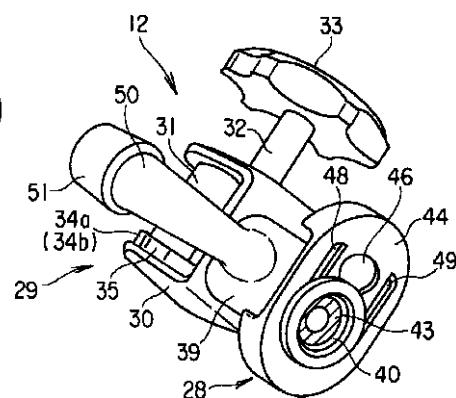
【図2】



【圖3】

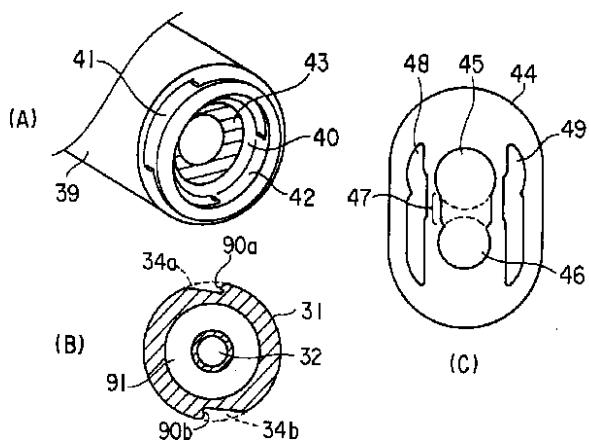


【 四 5 】

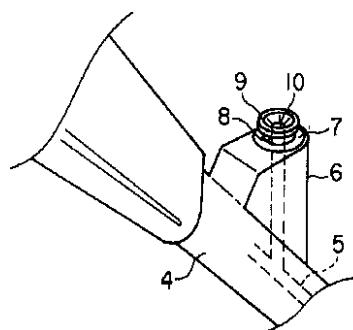


【図12】

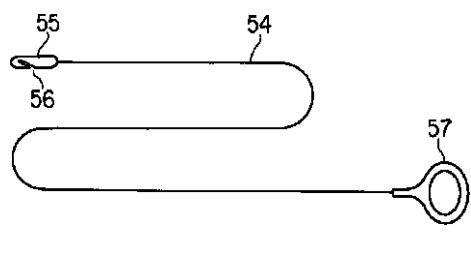
【図6】



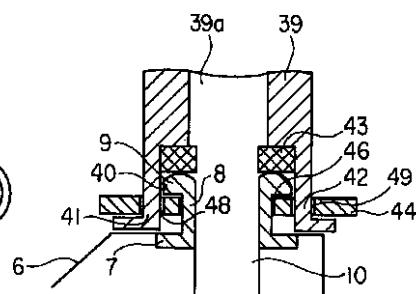
【図7】



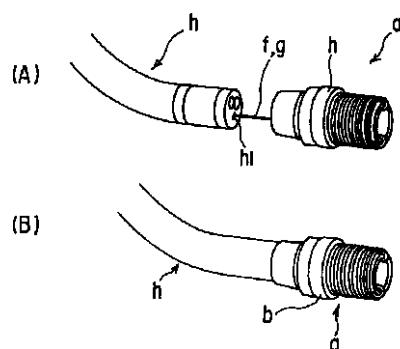
【図8】



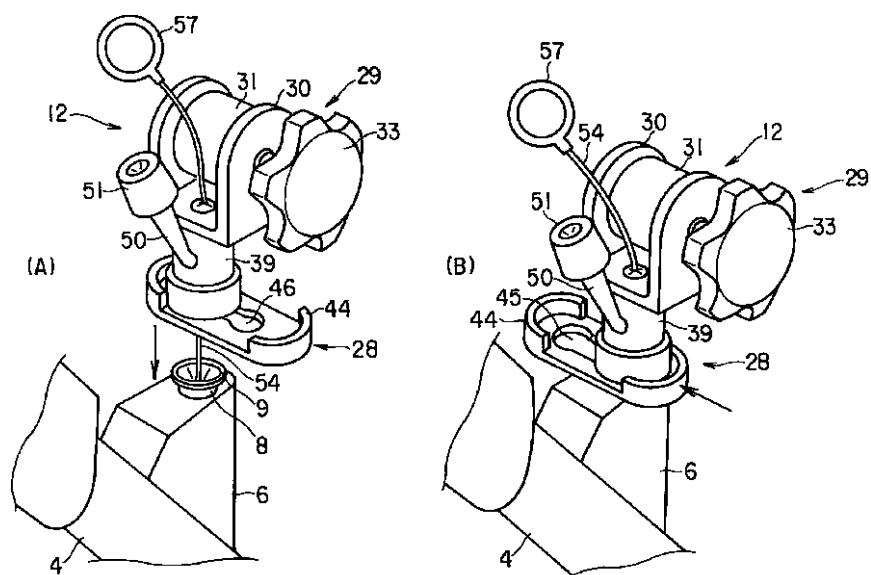
【図9】



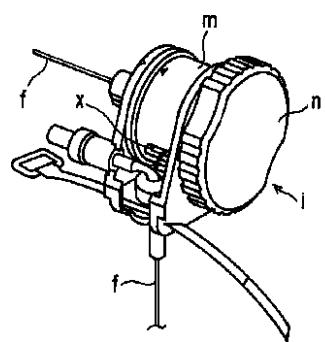
(四) 18)



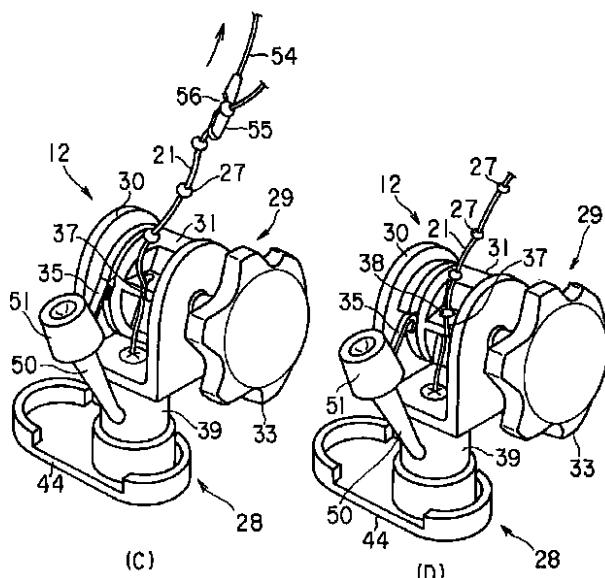
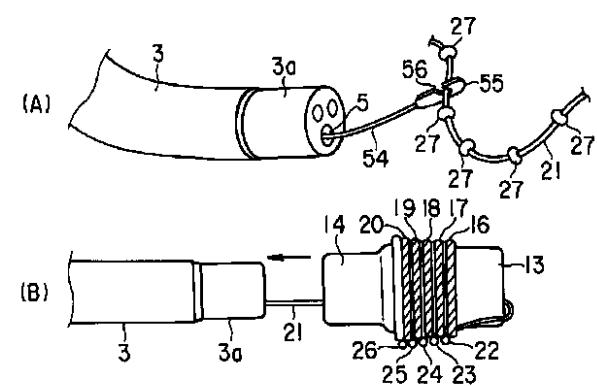
【図10】



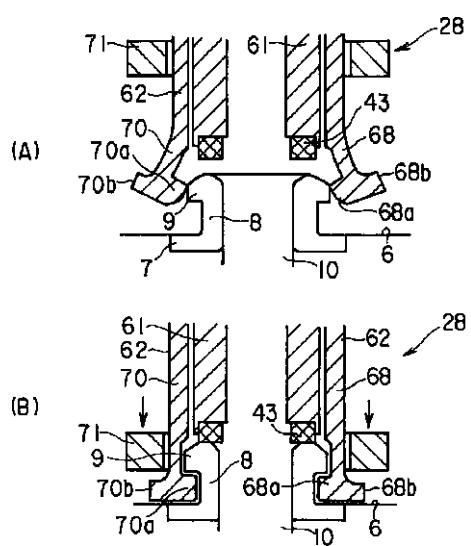
【図20】



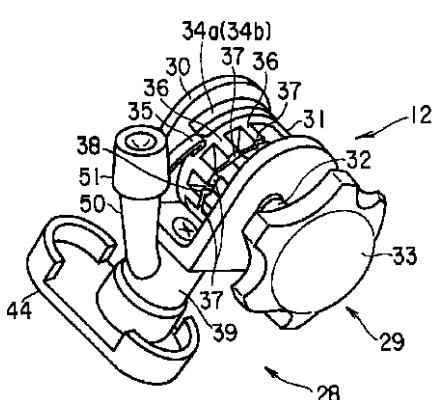
【図11】



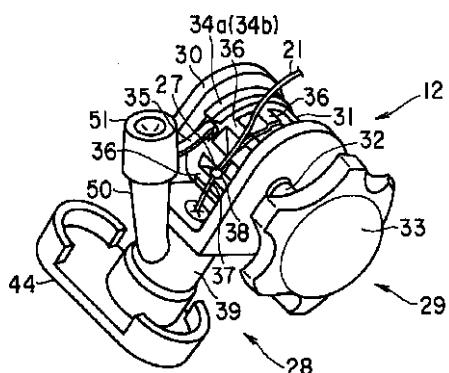
【図13】



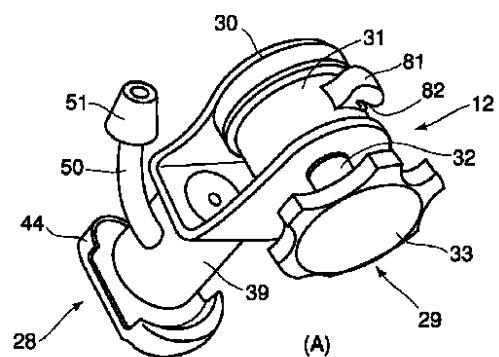
【図14】



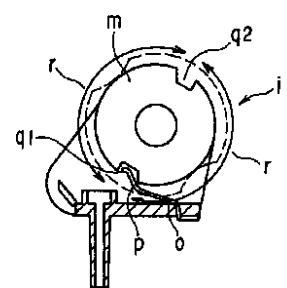
【図15】



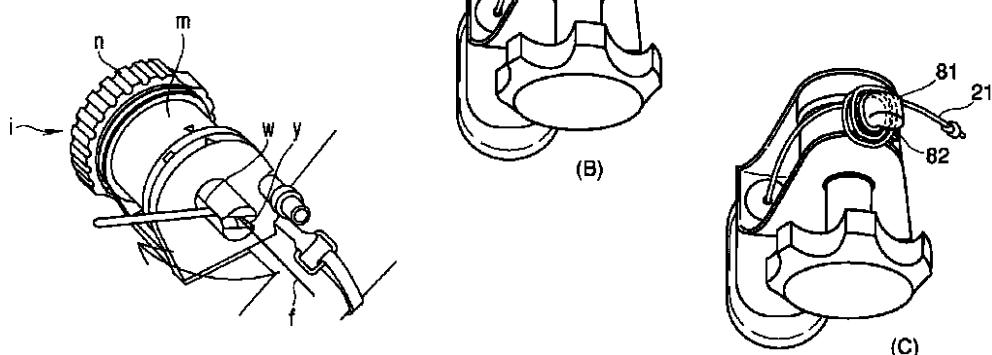
【図16】



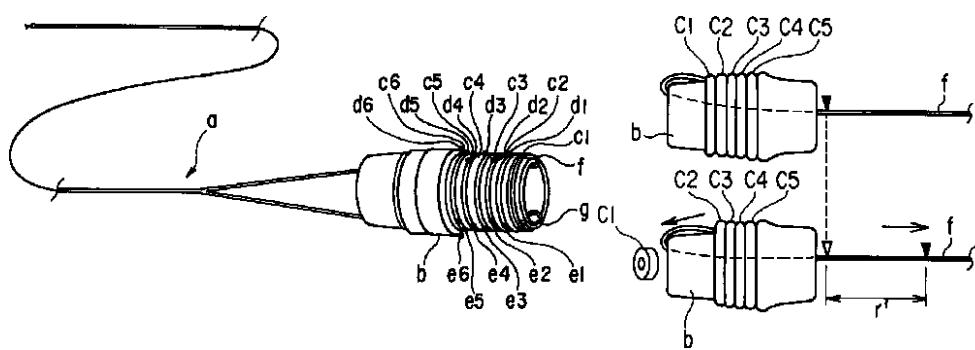
【図21】



【図23】

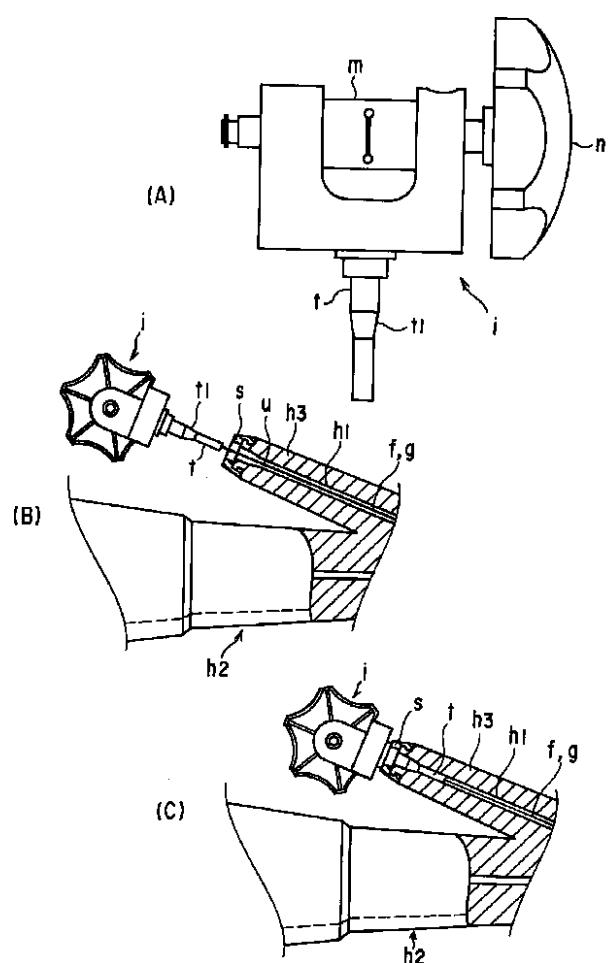


【図17】



【図22】

【図19】



专利名称(译)	内视镜用器具		
公开(公告)号	JP2002017665A	公开(公告)日	2002-01-22
申请号	JP2000203936	申请日	2000-07-05
[标]申请(专利权)人(译)	奥林巴斯株式会社		
申请(专利权)人(译)	オリンパス光学工业株式会社		
[标]发明人	鈴木 孝之 松下 真澄		
发明人	鈴木 孝之 松下 真澄		
IPC分类号	A61B17/00 A61B1/00 A61B17/12		
CPC分类号	A61B1/00128 A61B1/00133 A61B1/00137 A61B1/018 A61B17/12013 A61B2017/00296 A61B2017/12018		
FI分类号	A61B1/00.334.D A61B1/00.334.B A61B17/00.320 A61B17/12.310 A61B1/018.512 A61B1/018.515 A61B17/12		
F-TERM分类号	4C060/DD02 4C060/DD03 4C060/DD09 4C060/MM24 4C061/GG15 4C061/HH22 4C061/JJ06 4C160/DD02 4C160/DD03 4C160/DD09 4C160/MM32 4C160/MM33 4C160/MM43 4C160/NN03 4C160/NN04 4C160/NN08 4C160/NN09 4C160/NN12 4C160/NN14 4C160/NN15 4C160/NN21 4C160/NN22 4C161/GG15 4C161/HH22 4C161/JJ06		
其他公开文献	JP4578632B2		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

要解决的问题：提供一种内窥镜仪器，它易于连接到内窥镜上，并且可以安装。解决方案：装配到内窥镜2的吹嘴部分6的轴部39的装配孔部分40设置在结扎操作单元12的附接部分28中，并且滑动构件可相对于轴部分39滑动。如图44所示，切换可以插入基部6的凸缘部分9的凸缘部分插入位置和凸出部分6的凸出部分8可以接合的接合位置。

